

Ⅱ 地域別構想

- 1 地域別構想の意義・目的
- 2 地域区分の設定
- 3 地域別整備の方針

1 地域別構想の意義・目的

本マスタープランは、地域に根ざしたまちづくりの指針となるものであり、地域からの発想を重要視しています。そのため、全体構想を踏まえるとともに、地域の特性に応じたきめ細かな整備方針を示す地域別構想を作成します。

なお、各地域の整備方針（地域別整備の方針）の構成は次のとおりです。

表2-1 地域別整備の方針の構成

- | |
|--|
| ○地域の特性及び課題
○地域の役割と地域づくりの目標
○地域のまちづくり方針 |
|--|

2 地域区分の設定

2-1 地域区分の考え方

地域別構想の作成単位としての地域区分にあたっては次の点を踏まえ、区分します。

①行政サービスの単位となる区分

行政施策を展開する上で基礎的な地域の単位として22の地区区分がなされており、この地区を基礎的な単位とし、また一つの細胞と考え、この22の地区を組み合わせることで区分します。

②地形などによる構造的な区分

山間部、平地部、河川等といった地形条件による大きな区分が可能であり、この区分ごとに市街地形成の歴史、現状も異なっています。したがって、このような大きな構造的な区分を地域区分に反映させる必要があります。

③歴史的に継続している地域的なつながりがある区分

本市は幾度かの町村合併を経て今日に至っており、現在においても旧町村ごとに一定のまとまり、コミュニティとしての地域的なつながりを有しています。また、住民意識においても認識しやすい地域区分であることから、この旧町村ごとの区分を地域区分に反映させることが大切です。

④都市計画施策として一体的にとらえた区分

想定される都市計画施策の地域的な展開方向・まとまりなどを反映させる必要があります。

表2-2 地域区分の設定

①の区分の反映	②の区分の反映	③の区分の反映	④の区分の反映	地域区分の設定	対応する地区
基礎的な単位としての22地区の区分	北部地域	川内地域		川内地域	16区
		梅田地域		梅田地域	14区
		菱地域		菱地域	17区
	中部地域	中央地域	中央東地域	中央東地域	1, 2, 6, 7, 10区
			中央西地域	中央西地域	8, 9区
			中央南地域	中央南地域	3, 4, 5区(桜木町を除く)
		境野地域	境野地域	境野地域	11区
	南部地域	広沢地域	広沢地域	広沢地域	12, 13区, 桜木町
		相生地域	相生地域	相生地域	15, 18区
	新里・黒保根地域	新里地域	新里地域	新里地域	19, 20, 21区
		黒保根地域	黒保根地域	黒保根地域	22区

2-2 地域区分

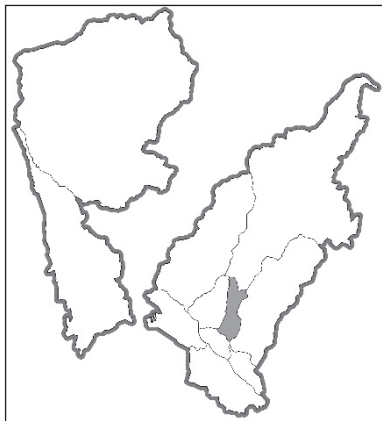
地域区分の考え方を踏まえ、以下のように市域全体を11地域に区分し、地域別構想を作成します。

図2-1 地域区分図



3 地域別整備の方針

3-1 中央東地域



(1) 地域の特性と課題

本地域は織物産業とともにまちづくりが進み本市及び周辺都市の中心として位置付けられる商業集積地を持ちます。

また、群馬大学や桐生工業高校、北体育館などの教育施設や公共施設が立地するほか、桐生倶楽部や有鄰館などの近代化遺産と呼ばれる建築物が集積するなど、中央西地域及び中央南地域とともに本市及び周辺都市の商業・業務、教育、文化の中心地となっています。

以上のような特性及び全体構想における位置付けを踏まえると、本地域のまちづくりにおいては、以下のような課題があげられます。

- 地域間ならびに市外との連絡強化
- 居住人口の回復
- 都市基盤などのストックの有効利用
- 土地の有効活用
- 住・商・工混在地区の土地利用の再編整備
- 建物密集地区の防災性の向上
- 商業機能の強化と魅力づけ
- 高度な立地施設などの有効利用（地域共同研究イノベーションセンター）
- 公園利用不便地区解消の促進
- 北部山地沿いの自然環境の保全

(2) 地域の役割と地域づくりの目標

本地域は、中央西地域や中央南地域とともに、教育、文化、商業・業務機能の集積を活かし、将来においても本市及び周辺都市における中枢の役割を担う地域として次のように地域の将来像を定

めます。

魅力ある商業・文化機能を備え、産業と住環境が共存・調和した、市内外から訪れる人々がすばらしいと思える、歴史と文化の薫るまち

地域の将来像を実現するため、次の6つの地域づくりの目標を基本として、諸施策を推進します。

- 本市とその周辺都市における中枢を担う地域にふさわしい各種機能（商業・業務、サービス、文化）の充実

今後も本市だけではなく、本市の周辺都市の中枢を担う地域としての位置付けにふさわしく、有鄰館などの歴史・文化施設の利用とともに、商業・業務、サービス、文化機能の充実を目指します。

- 群馬大学周辺の研究・文教地域としての整備

群馬大学周辺においては、高等教育施設の集積を活かしながら、環境・施設整備を検討し、市民と産業・学術・研究の広域的な交流拠点の形成を目指します。

- 中心商業地の商業集積による回遊性のあるまち並みの整備

本町通りを中心とした長大な路線型商業地の密度を高め、歩行者空間のネットワーク化を図り、回遊性のある面的なにぎわいのある商業ゾーンの形成を進めます。

- 地域東側の住工複合地における適切な住み分けの誘導

本地域東側一帯の住工複合地については、工場の操業環境などへの配慮を進めながら、生産環境と生活環境の適切な住み分けを誘導し、生活環境の向上を図り、住工の調和した市街地の形成を進めます。

- 密集市街地の改善などによる定住人口の確保

土地区画整理事業や市街地再開発事業などにより密集市街地の改善を進め、住環境の向上を図るとともに、商業地域などへ都市型住宅を誘導し、定住人口の確保に努めます。

- 潤いのある市街地環境の形成

新川の水辺空間の整備や桐生川の緑地としての整備などを進め、またこれらを軸とした水

と緑のネットワークを地域内に整備し、市街地内の緑化を推進するとともに、高齢者・障害者に配慮した適切な都市施設の整備を進め、景観を重視した潤いのある市街地環境の形成を推進します。

(3)地域のまちづくり方針

①土地利用の方針

- ・ 本町通り一帯の地域を商業地として位置付けます。
- ・ 都市計画道路中通り線沿道などを商住複合地として位置付けます。
- ・ 平井町、西久方町など、住宅中心の土地利用形成がなされている地域を一般住宅地として位置付けます。
- ・ 東、天神町二・三丁目など、住宅と工場が混在する地域を住工複合地として位置付けます。
- ・ 地域北部の山地・丘陵地については、樹林の保全・育成に努めるとともに、特殊公園などとしての利用も検討します。

②道路・交通の方針

- ・ 中心市街地への通過交通の流入を低減し、都市活動を高める内環状道路（都市計画道路永楽町線）の整備を推進します。
- ・ 回遊性のある商業地の形成を目指し、本町裏通りのコミュニティ道路化（糸屋通りなど）を推進します。
- ・ 中心商業地として必要に応じた駐車場の整備を図ります。
- ・ 高齢者、障害者に配慮された、無理なく歩ける歩行空間のネットワーク化を進めます。

③公園・緑地の方針

- ・ 公園利用不便地域解消に向け、市街地開発事業などにより、身近な公園の整備を促進します。
- ・ 桐生川は緑地として、整備を促進します。
- ・ 新川は、新川公園や桐生川の緑地など、沿道の施設を有機的に結ぶとともに、水辺の再生や休憩施設の充実などを含めた潤いと安らぎある空間として、多目的な活用を図り、整備を促進します。

- ・ 市街地周辺の樹林地については地域性緑地や都市林などとしての位置付けを検討し、都市内の身近な緑地として保全します。

④下水道の方針

- ・ 本地域は合流式下水道として整備が完了していますが、老朽化してきた管渠施設については、延命対策の実施に努めます。

⑤拠点環境整備の方針

- ・ 桐生駅・本町通りゾーンとして位置付けられる本町通り沿道などに商業の密度を高め、無理なく歩ける広がりの中で店舗を集積させ、回遊しながら楽しめる高密度で個性的な商業地づくりを進めます。また、歴史・文化施設の活用によりものづくりの歴史をもつ桐生らしさが表出する商業地の魅力づくりを図ります。
- ・ 高等教育施設・研究施設が集積する群馬大学周辺拠点については、広域的な研究・交流拠点にふさわしいまちづくりを進めるため、長期的視点で地域一帯の街区再編及び適切な土地利用配置を検討します。
- ・ 有鄰館周辺拠点については、歴史的建物を核とした、伝統的なまち並みづくりを図ります。
- ・ 桐生川スポット拠点（中流部・下流部）については、河川沿いの歩行者ネットワークの整備、親水スポットの整備を図り、市民が日常的に水に親しめる空間づくりを進めます。

⑥緑の環境の方針

- ・ 水の軸として桐生川を位置付け、群馬大学周辺拠点、有鄰館周辺拠点、及び主な公園・緑地を緑道などによってネットワーク化を図り、市街地内の緑化を推進します。

⑦住宅・住環境の方針

- ・ 商業地や商住複合地においては商業施設の整備にあわせ建物の共同化を図る中で上層部などに都市型住宅及び高齢者に配慮された住宅の供給を誘導します。
- ・ 地域東側の住工複合地については、新築や建替えの際のルールづくりを進め、住環境整備を促進します。

- 地域東側などに見られる密集市街地については優良建築物等整備事業による敷地の共同化や細街路の拡幅などを進め、住環境整備を促進します。
- 本町一・二丁目及びその周辺については、伝統的建造物群保存地区や地区計画等の手法の活用などにより、一定のルールづくりを進め、歴史的まち並みの保存・活用を図ります。

⑧都市防災の方針

- 土砂災害特別警戒区域などの指定があり、土砂災害の恐れのある箇所については、避難のための周知啓発や危険な位置にある家屋の安全な地域への居住誘導を図ります。
- 地域北部の山地では保水機能を有する樹林の育成・保全を図ります。
- 本町通りなどについては、建物の不燃化を更に促進し、延焼遮断帯の形成・強化を図ります。
- 本町一・二丁目及びその周辺については、歴史的まち並みの保全とあわせ、防災対策を図ります。
- 災害時に避難しやすい、ゆとりのある歩行者空間の整備などにより、安全性の向上を図ります。

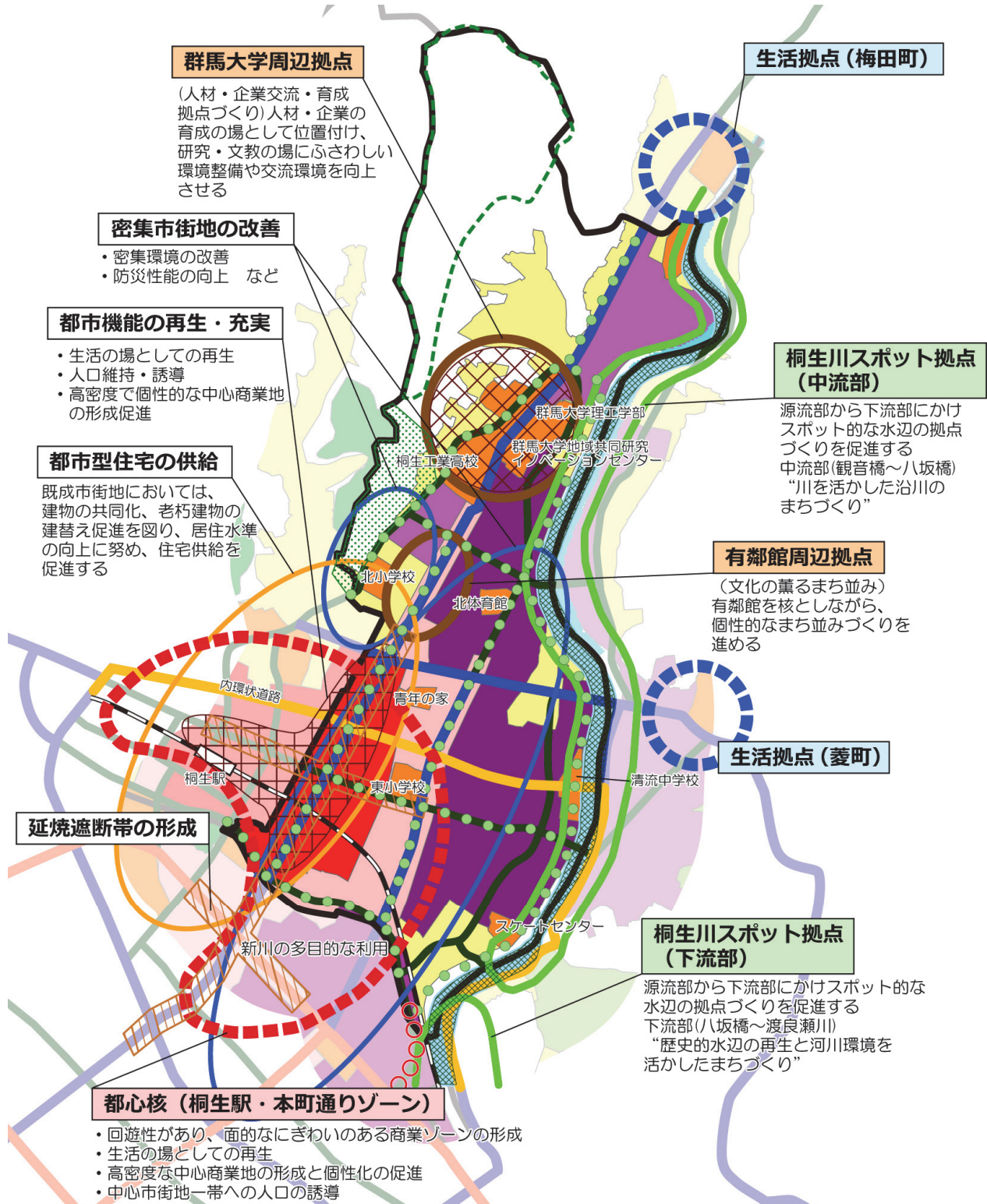
⑨市街地開発事業の方針

- 本町通り沿道の商業地については、これまでに蓄積された基盤施設整備の成果を活かしながら、敷地の入れ替えや共同化（市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業など）を推進し、土地の高度利用、都市型住宅の供給を誘導します。
- 地域東側においては、生活道路の整備や密集環境の改善、防災性の向上を図るため、面的整備事業（土地区画整理事業など）を推進します。

⑩景観形成・保全の方針

- 桐生新町重要伝統的建造物群保存地区である本町一・二丁目及びその周辺では、歴史的建物と調和したデザインの建物の誘導を図ります。

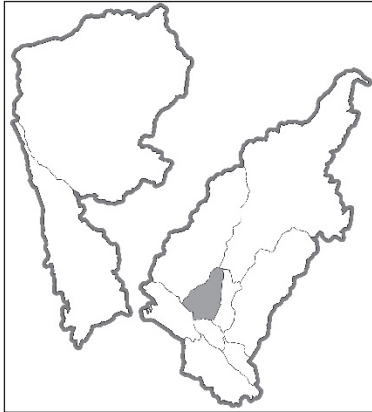
図2-2 中央東地域まちづくり方針図



凡 例

商業地	内環状道路	主な緑地候補地	土地区画整理事業等
商住複合地	広域幹線道路	地域性緑地あるいは都市林等の候補地	都心核
一般住宅地	幹線道路	水と緑のネットワーク	生活拠点
住工複合地(将来の動向により検討を図る地区)	補助幹線道路	都市型住宅の供給促進地	緑・レクリエーション拠点
住工複合地(地区の動向により検討を図る地区)	新たな都市計画道路	密集住宅地の改善	魅力づくりの拠点
住工複合地(優先的に検討を図る地区)	鉄道	延焼遮断帯の形成	
公共公益施設用地	風致地区(既決定)	市街地開発事業・優良建築物等整備促進事業等	

3-2 中央西地域



(1)地域の特性と課題

本地域は桐生駅、西桐生駅が立地し、本市の玄関口として位置付けられるばかりでなく、周辺都市の人々にも利用される桐生が岡公園、水道山公園、吾妻公園などが整備され、市内外の多くの人々の交流拠点となっています。

以上のような特性及び全体構想における位置付けを踏まえると、本地域のまちづくりにおいては、以下のような課題があげられます。

- 地域間ならびに市外との連絡強化
- 居住人口の回復
- 都市基盤などのストックの有効利用
- 市街地における土地の有効活用
- 桐生駅前の玄関口としてのにぎわいの創出
- 建物密集地区の改善・整備
- 商業機能の維持・強化と魅力づけ
- 多くの文化・レクリエーション資源の活用

(2)地域の役割と地域づくりの目標

本地域は、本市の表玄関口として周辺都市との主要な結節点となり、中央東地域や中央南地域とともに、教育、文化、商業・業務機能の集積を活かし、将来においても本市及び周辺都市における中枢の役割を担う地域として次のように地域の将来像を定めます。

魅力的な市の玄関口と市民の憩いの場
を中心として、良好な住宅地が共存する
出会いのまち

地域の将来像を実現するため、次の4つの地域づくりの目標を基本として、諸施策を推進します。

- 広域圏の中枢を担う地域にふさわしい各種機能（商業・業務、サービス、文化）の充実

桐生駅や西桐生駅から本町通りにかけて、本市のみならず周辺都市における中心商業地が形成されており、今後も本市の表玄関口として、商業・業務、サービス、文化機能の充実を図ります。

- 中心商業地の商業集積による回遊性のあるまち並みの整備

末広町通りから本町通りにかけて路線型商業地が形成されていますが、これを軸としつつ、商業集積を図り、歩行者空間のネットワーク化により、回遊性があり面的なにぎわいのある商業ゾーンの形成を進めます。

- 密集市街地の改善などによる定住人口の確保

市街地再開発事業などによる密集市街地の改善を進め、地区内の住環境の向上を図りつつ、商業地域などへ都市型住宅を誘導し、定住人口の確保に努めます。

- 潤いのある市街地環境の形成

桐生が岡公園、水道山公園、吾妻公園により構成される地域一帯は市街地に隣接する市民の憩いの場として機能しており、今後、更なる機能充実を図り、本市及び周辺都市の潤いのある市街地環境の形成を推進します。

(3)地域のまちづくり方針

①土地利用の方針

- ・末広町通り及び本町通り一帯の地域を商業地として位置付けます。
- ・主要地方道前橋大間々桐生線沿道を商住複合地として位置付けます。
- ・宮本町、堤町など、住宅中心の土地利用形成がなされている地域を一般住宅地として位置付けます。
- ・堤町の良好な住宅団地を専用住宅地として位置付けます。
- ・地域北西部の山地・丘陵地については、樹林の保全・育成に努めるとともに、特殊公園などとしての利用も検討します。

②道路・交通の方針

- ・中心市街地への通過交通の流入を低減し、都市活動を高める内環状道路（都市計画道路永楽町線や美原線など）の整備を推進します。

- ・ 相生地域と連絡する都市計画道路赤岩線の整備を促進します。
- ・ 回遊性のある商業地の形成を目指し、本町裏通りのコミュニティ道路化（糸屋通りなど）を推進します。
- ・ 中心商業地として必要に応じた駐車場の整備を図ります。
- ・ 広域レクリエーション拠点として位置付けられる桐生が岡公園、吾妻公園、水道山公園周辺地区での交通環境整備を図ります。
- ・ 高齢者、障害者に配慮した無理なく歩ける歩行空間のネットワーク化を進めます。

③公園・緑地の方針

- ・ 公園利用不便地域解消に向け市街地開発事業により、身近な公園の整備を促進します。
- ・ 堤町、宮本町の吾妻山などの樹林を地域性緑地や都市林などとして検討し、都市の風致維持や都市内の身近な自然として保全します。
- ・ 堤配水池などの緑地整備の検討を図ります。

④下水道の方針

- ・ 本地域は合流式下水道として整備が完了していますが、老朽化してきた管渠施設については、延命対策の実施に努めます。

⑤拠点環境整備の方針

- ・ 桐生駅・本町通りゾーンとして位置付けられる末広町通り沿道などの商業地の密度を高め、無理なく歩ける広がりの中で店舗を集積させ、回遊しながら楽しめる高密度で個性的な商業地づくりを進めます。また、歴史・文化施設の活用により、ものづくりの歴史をもつ桐生らしさが表出する商業地の魅力づくりを図ります。
- ・ 水道山・桐生が岡拠点については、遊園地、動物園などの公園施設の機能充実と更新を図るとともに、大川美術館、美和神社、西宮神社などの文化的・歴史的施設と一体となって本市及び周辺都市の人々にも利用されるレクリエーション拠点づくりを図ります。また、整備にあたっては、散策路、案内板、サインなどの整備を図り、拠点内外の各施設とのネットワーク化を図ります。

- ・ 渡良瀬川拠点については、河川空間の有効活用により近隣・地区レベルのレクリエーション需要に対応した渡良瀬川河川敷の利用を図ります。特に、本地域の渡良瀬川河川敷については都市に残った自然空間を活かした自然ゾーンとしての利用を図ります。

⑥緑の環境の方針

- ・ レクリエーション拠点へアクセスする都市計画道路山手線、赤岩線などを緑のネットワークとして位置付け、市街地の緑化を推進します。

⑦住宅・住環境の方針

- ・ 商業地や商住複合地においては商業施設の整備にあわせ建物の共同化を図る中で上層階などに都市型住宅及び高齢者に配慮された住宅の供給を誘導します。
- ・ 宮前町や小曾根町などの密集市街地での敷地の共同化や細街路の拡幅などを促進します。

⑧都市防災の方針

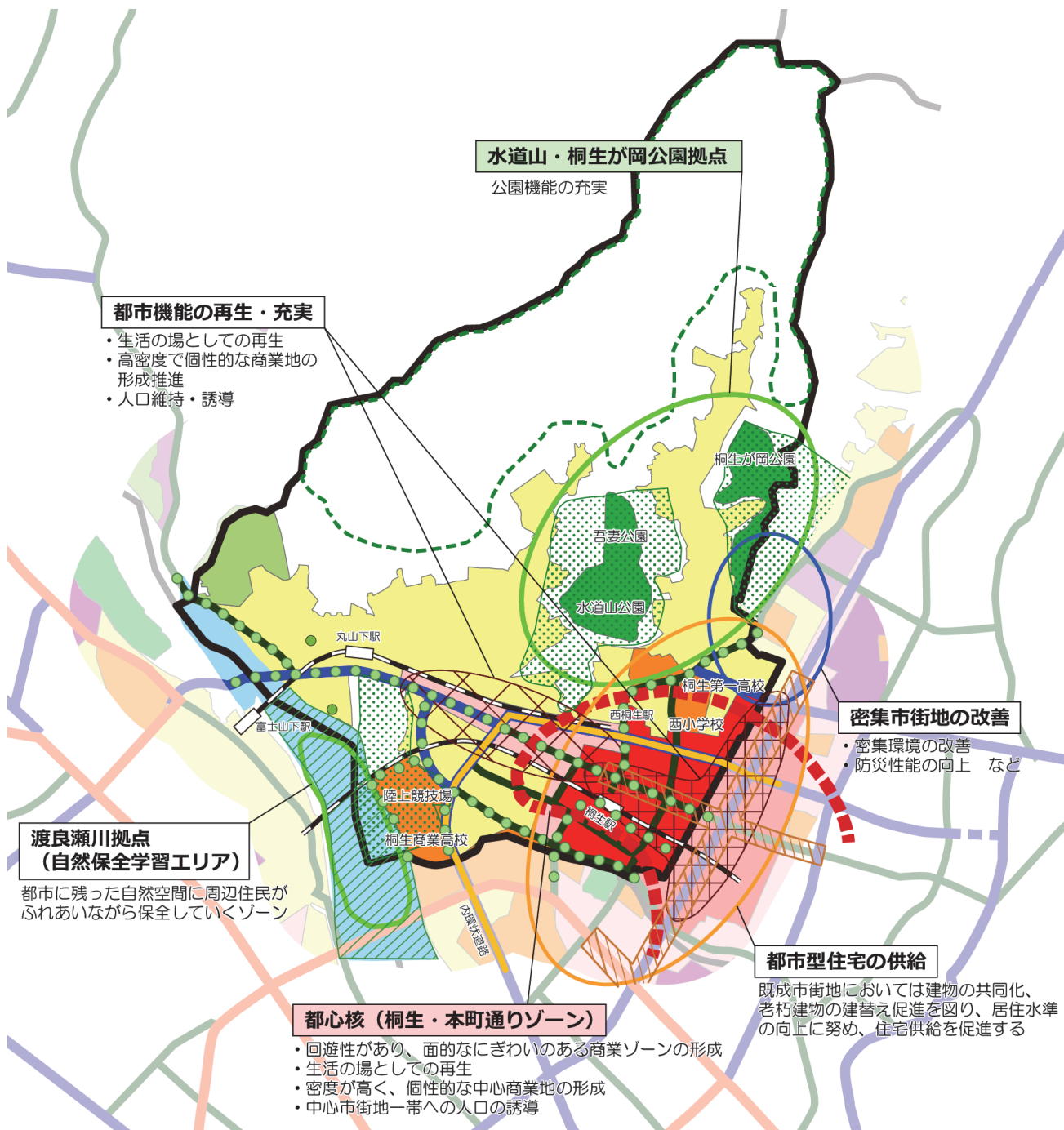
- ・ 地域北西部の山地では保水機能を有する樹林の育成・保全を図ります。
- ・ 土砂災害特別警戒区域などの指定があり、土砂災害の恐れのある箇所については、避難のための周知啓発や危険な位置にある家屋の安全な地域への居住誘導を図ります。
- ・ 末広町通りなどについては建物の不燃化をさらに促進し、延焼遮断帯の形成・強化を図ります。
- ・ 消防活動困難地区が見られるため、幹線道路や主な生活道路の整備により、これらの地区の主要な道路網の改善を図ります。
- ・ ゆとりのある歩行者空間の整備・充実などにより、災害時に避難しやすい環境の整備を図ります。

⑨市街地開発事業の方針

- ・ 末広町通り沿道周辺の商業地については、これまでに蓄積された基盤施設整備の成果を活かしながら、敷地の入れ替えや共同化（市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業など）を推進し、土地の高度利用、都市型住宅の供給を誘導します。

- 宮前町や宮本町などの生活道路の整備や密集環境の改善、防災性の向上を図るため、面的整備事業（土地区画整理事業など）を推進します。

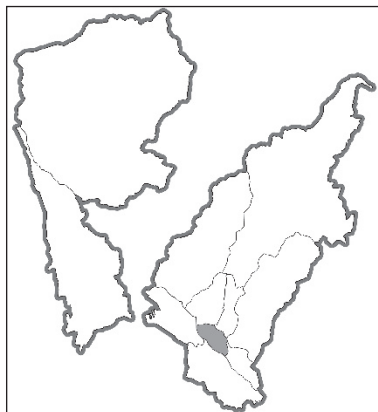
図2-3 中央西地域まちづくり方針図



凡 例

商業地	内環状道路	風致地区(既決定)	延焼遮断帯の形成
商住複合地	広域幹線道路	渡良瀬川河川敷	市街地開発事業・優良建築物等整備促進事業等
一般住宅地	幹線道路	地域性緑地あるいは都市林等の候補地	土地区画整理事業等
専用住宅地	補助幹線道路	水と緑のネットワーク	都心核
公共公益施設用地	鉄道	都市型住宅の供給促進地	緑・レクリエーション拠点
公園・緑地(既存)	街区公園(既存)	密集住宅地の改善	

3-3 中央南地域



(1)地域の特性及び課題

本地域は、中心市街地の発展に伴い、桐生駅南側に形成されてきた市街地で、市役所、市民文化会館などの行政・文化施設が集積し、本市の行政・文化の中心地を形成する地域となっています。

以上のような特性及び全体構想における位置付けを踏まえると、本地域のまちづくりにおいては、以下のような課題があげられます。

- 地域間ならびに市外との連絡強化
- 居住人口の回復
- 都市基盤などのストックの有効利用
- 錦町通り沿道などの土地の有効利用
- 商店街の活性化
- 市役所を中心とした公共公益施設地区の市街地環境の向上
- 住・商・工混在地の土地利用の再編整備
- 渡良瀬川河川敷の有効活用
- 建物密集地区の改善・整備

(2)地域の役割と地域づくりの目標

本地域は、中央東地域や中央西地域と一体となり本市及び周辺都市の教育、文化、商業・業務機能の中核を担っており、次のように地域の将来像を定めます。

多くの人々が集い、憩い、新しい文化の感じられるシビックゾーンを中心として、産業と生活環境が調和するまち

地域の将来像を実現するため、次の4つの地域づくりの目標を基本として、諸施策を推進します。

- 多くの人々が訪れる、快適なシビックゾーン（行政・文化中心地区）の形成

市役所、市民文化会館などの行政・文化の中

心となる施設が集積し、あわせて周辺のまち並みも整備されつつあり、今後も、本市の行政・文化の中心地としてふさわしい都市整備を進めます。

- 密集市街地の改善等による定住人口の確保

市街地再開発事業などによる密集市街地の改善を進め、地区内の住環境向上を図りつつ、商業地域などへ都市型住宅などを導入し、定住人口の確保に努めます。

- 地域東側の住工複合地における適切な住み分けの誘導

本地域東側一帯の住工複合地については、工場の操業環境などへの配慮を進めながら、生産環境と生活環境の適切な住み分けを誘導し、生活環境の向上を図り、住工の調和した市街地の形成を進めます。

- 潤いのある市街地環境の形成

本市の水と緑の軸として位置付けられる渡良瀬川の水辺空間の機能充実や新川の水辺の再生を図り、中心市街地における潤いのある市街地環境の形成を推進します。

(3)地域のまちづくり方針

①土地利用の方針

- ・都市計画道路本町線沿道及び中通り大橋線沿道を商住複合地として位置付けます。
- ・織姫町、清瀬町など、住宅中心の土地利用形成がなされている地域を一般住宅地として位置付けます。
- ・地域東側の住宅と工場が混在する地域を住工複合地として位置付けます。

②道路・交通の方針

- ・国道50号及び北関東自動車道太田藪塚ICとアクセスする都市計画道路中通り大橋線を環境に配慮し、整備を推進します。
- ・中心市街地への通過交通の流入を低減し、都市活動を高める内環状道路となる都市計画道路錦琴平線の整備を推進します。
- ・都市計画道路錦琴平線の整備とあわせ、老朽化の進んだ昭和橋の架け替えによる利便性・安全性の向上と、渡良瀬川右岸との連絡性強化のため、都市計画道路昭和橋線の整備を推進します。

- ・高齢者、障害者に配慮された無理なく歩ける歩行空間のネットワーク化を進めます。

③公園・緑地の方針

- ・公園利用不便地域解消に向け市街地開発事業により、身近な公園の整備を促進します。
- ・渡良瀬川の河川緑地を活用し、レクリエーションの場、憩いの場として整備を促進し、住区基幹公園及び運動公園の機能の補完を図ります。
- ・桐生川は緑地として整備を促進します。
- ・新川は、新川公園や桐生川の緑地など、沿道の施設を有機的に結ぶとともに、水辺の再生や休憩施設の充実などを含めた潤いと安らぎある空間として、多目的な活用を図り、整備を促進します。

④下水道の方針

- ・本地域は合流式下水道として整備が完了していますが、老朽化してきた管渠施設については、延命対策の実施に努めます。

⑤拠点環境整備の方針

- ・シビックゾーンとして位置付けられる市役所周辺については、市役所、文化施設、医療施設など、公共公益施設が集積し、多くの市民が訪れるゾーンとして、建物周辺や通りの環境整備を促進し、快適な市民サービスゾーンの形成を図ります。
- ・渡良瀬川拠点については、河川空間の有効活用により近隣・地区レベルのレクリエーション需要に対応した渡良瀬川河川敷の利用を図ります。特に、本地域の渡良瀬川河川敷は、都市計画道路中通り大橋線上流を既存のオープンスペースなどを利用したスポーツゾーン、中通り大橋線から昭和橋にかけてをプレイゾーンとして利用を図ります。

⑥緑の環境の方針

- ・渡良瀬川及び桐生川を水の軸とし、主な公園・緑地を緑道などによりネットワーク化、市街地の緑化を推進します。

⑦住宅・住環境の方針

- ・商業地や商住複合地においては商業施設の整備にあわせ、建物の共同化を図る中で上

層階などに都市型住宅及び高齢者に配慮された住宅の供給を誘導します。

- ・地域東側の住工複合地については、新築や建替えの際のルールづくりを進め、住環境整備を促進します。
- ・浜松町や新宿などの密集市街地では敷地の共同化や細街路の拡幅などを図ります。

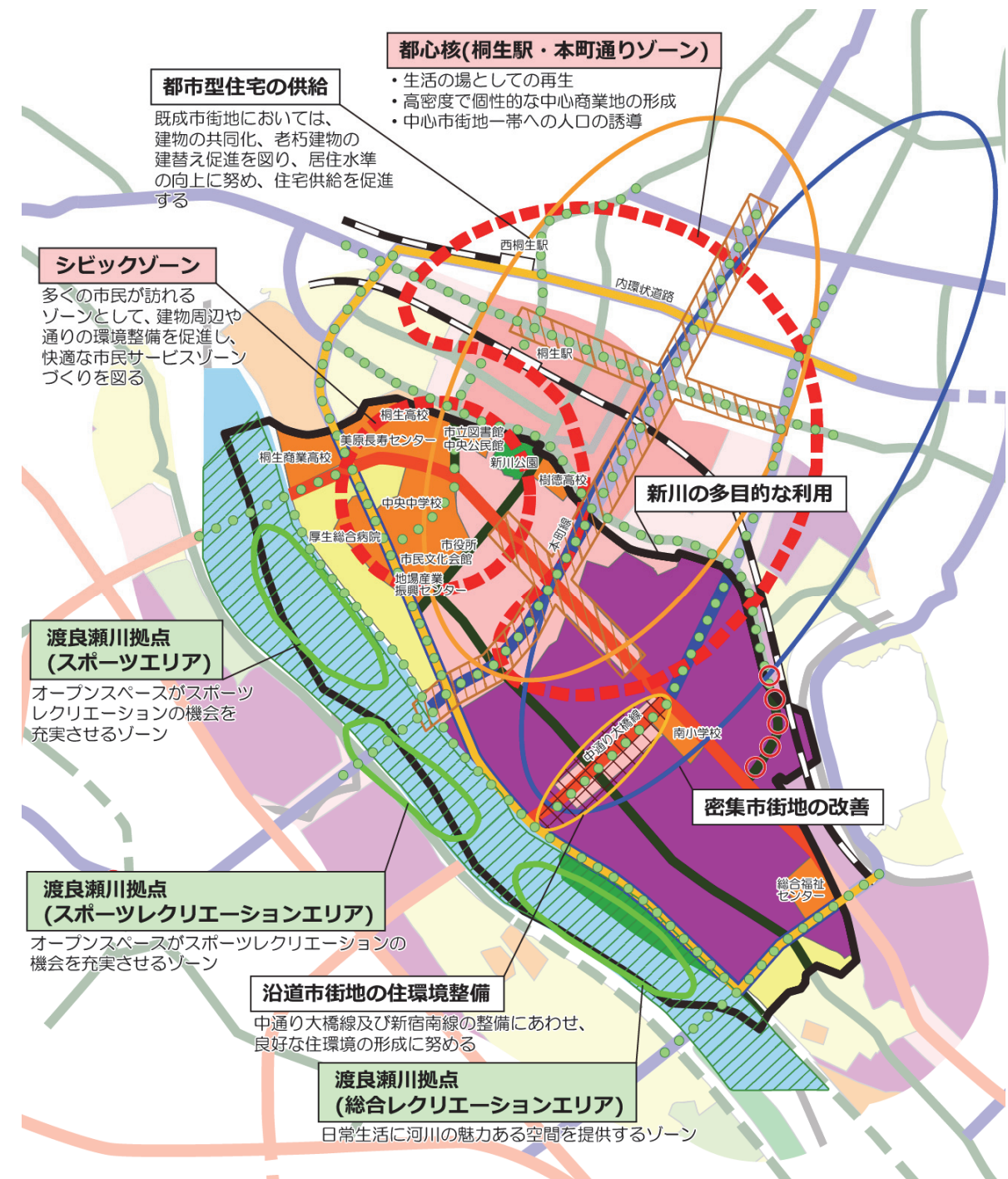
⑧都市防災の方針

- ・本町通りなどについては、建物の不燃化をさらに促進し、延焼遮断帯の形成・強化を図ります。
- ・消防活動困難地区が見られるため、幹線道路や主な生活道路の整備により、これらの地区の主要な道路網の改善を図ります。
- ・災害時に避難しやすい、ゆとりのある歩行者空間の整備などにより、安全性の向上を図ります。

⑨市街地開発事業の方針

- ・本町通り沿道周辺の商業地については、これまで蓄積された基盤施設整備の成果を活かしながら、敷地の入れ替えや共同化（市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業など）を推進し、土地の高度利用、都市型住宅の供給を誘導します。
- ・浜松町や新宿などの生活道路の整備や密集環境の改善、防災性の向上を図るため、面的整備事業（土地区画整理事業など）を推進します。

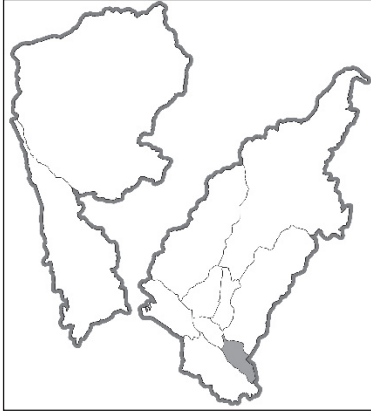
図2-4 中央南地域まちづくり方針図



凡 例

商住複合地	内環状道路	鉄道	土地区画整理事業等
一般住宅地	広域幹線道路	水と緑のネットワーク	渡良瀬川河川敷
住工複合地(地区の動向により検討を図る地区)	幹線道路	都市型住宅の供給促進地	延焼遮断帯の形成
公共公益施設用地	補助幹線道路	密集住宅地の改善	都心核
公園・緑地(既存)	新たな都市計画道路	沿道市街地の住環境整備	緑・レクリエーション拠点

3-4 境野地域



(1) 地域の特性及び課題

本地域は、旧国道50号（主要地方道桐生岩舟線）沿いに市街化が進展した地域で、家内工業の繊維産業の集積が高く、また、近年においては機械産業が盛んとなっており、本市の生産拠点として位置付けられる地域となっています。

以上のような特性及び全体構想における位置付けを踏まえると、本地域のまちづくりにおいては、以下のような課題があげられます。

- 地域間ならびに市外との連絡強化
- 居住人口の維持・回復
- 地域・地区レベルの道路網の改善・整備
- 住工混在の土地利用の再編整備
- 渡良瀬川河川敷の有効活用
- 公園利用不便地区解消の促進

(2) 地域の役割と地域づくりの目標

本地域は、中小企業を中心に本市の産業を支える役割を担っており、地域の将来像を次のように定めます。

豊かな水辺に育まれる、住み・働き・憩う、潤いのあるまち

地域の将来像を実現するため、次の2つの地域づくりの目標を基本として、諸施策を推進します。

- 道路交通網の整備を中心とした生産活動を支援する都市基盤の整備

中小企業を中心に産業活動が盛んな地域ですが、都市基盤整備が遅れており、今後、都市機能の充実を図り、本市の生産拠点としてふさわしい基盤整備を進めます。

特に、道路交通網の整備が不足しており、幹線道路の整備を進め、菱方面や市外（足利市）

との連絡の強化を図ります。

- 地区条件に応じた生産環境と住環境の住み分けの誘導

生産拠点としての環境の保全に配慮しつつ、境野長寿センターなどの施設の立地を活かし、地区条件に応じた生産環境と住環境の住み分けを誘導します。

(3) 地域のまちづくり方針

①土地利用の方針

- ・境野町二丁目内の主要地方道桐生岩舟線沿道を商住複合地として位置付けます。
- ・境野町三・四丁目など、住宅中心の土地利用形成がなされている地域を一般住宅地として位置付けます。
- ・境野町六・七丁目など、住宅と工場が混在する地域を住工複合地として位置付けます。
- ・生産環境としてまとまりのある境野工業団地を工業地として位置付けます。

②道路・交通の方針

- ・都市計画道路錦琴平線の整備とあわせ、老朽化の進んだ昭和橋の架け替えによる利便性・安全性の向上と、渡良瀬川右岸との連絡性強化のため、都市計画道路昭和橋線及び小友線の整備を推進します。
- ・本市と足利市を結ぶ都市間幹線道路として位置付けられる都市計画道路昭和通り線及び小友線の整備を推進します。
- ・都市計画道路松原橋線の延伸道路を足利市と連絡する新たな都市計画道路としての位置付けの検討を進めます。
- ・都市計画道路新宿南線を延伸し、足利市と連絡する新たな都市計画道路を位置付け、整備を推進します。
- ・幹線道路の整備においては、高齢者・障害者に配慮された安全な歩行者空間の確保に努めます。

③公園・緑地の方針

- ・公園利用不便地域解消に向け面的基盤整備により、身近な公園の整備を促進します。
- ・渡良瀬川の河川緑地を活用し、住区基幹公園の機能の補完を図ります。

- ・ 桐生川は緑地として保全を図ります。

④下水道の方針

- ・ 本地域は整備完了地域ですが、老朽化してきた境野水処理センターの再構築を、放流水の高度処理の導入とともに検討を進めます。

⑤拠点環境整備の方針

- ・ 渡良瀬川拠点については、河川空間の有効活用により近隣・地区レベルのレクリエーション需要に対応した渡良瀬川河川敷の利用を図ります。特に、本地域の渡良瀬川河川敷は、都市部に残った自然空間を活かした自然エリア・自然ふれあいエリアとして環境整備を進めます。
- ・ 桐生川スポット拠点(下流部)については、河川沿いの歩行者ネットワークの整備、親水スポットの整備を図り、市民が日常的に水に親しむ空間としての魅力づくりを進めます。

⑥緑の環境の方針

- ・ 桐生川沿いの堤防及び渡良瀬川沿いの堤防を緑のネットワークとして位置付けます。

⑦住宅・住環境の方針

- ・ 境野町二・三・六・七丁目などの住工複合地では、新築や建替えの際のルールづくりの検討を進めながら、住宅と産業が共存する環境整備を推進します。
- ・ 住宅系の開発については、桐生市立地適正化計画に基づき居住誘導区域へ誘導を図ります。

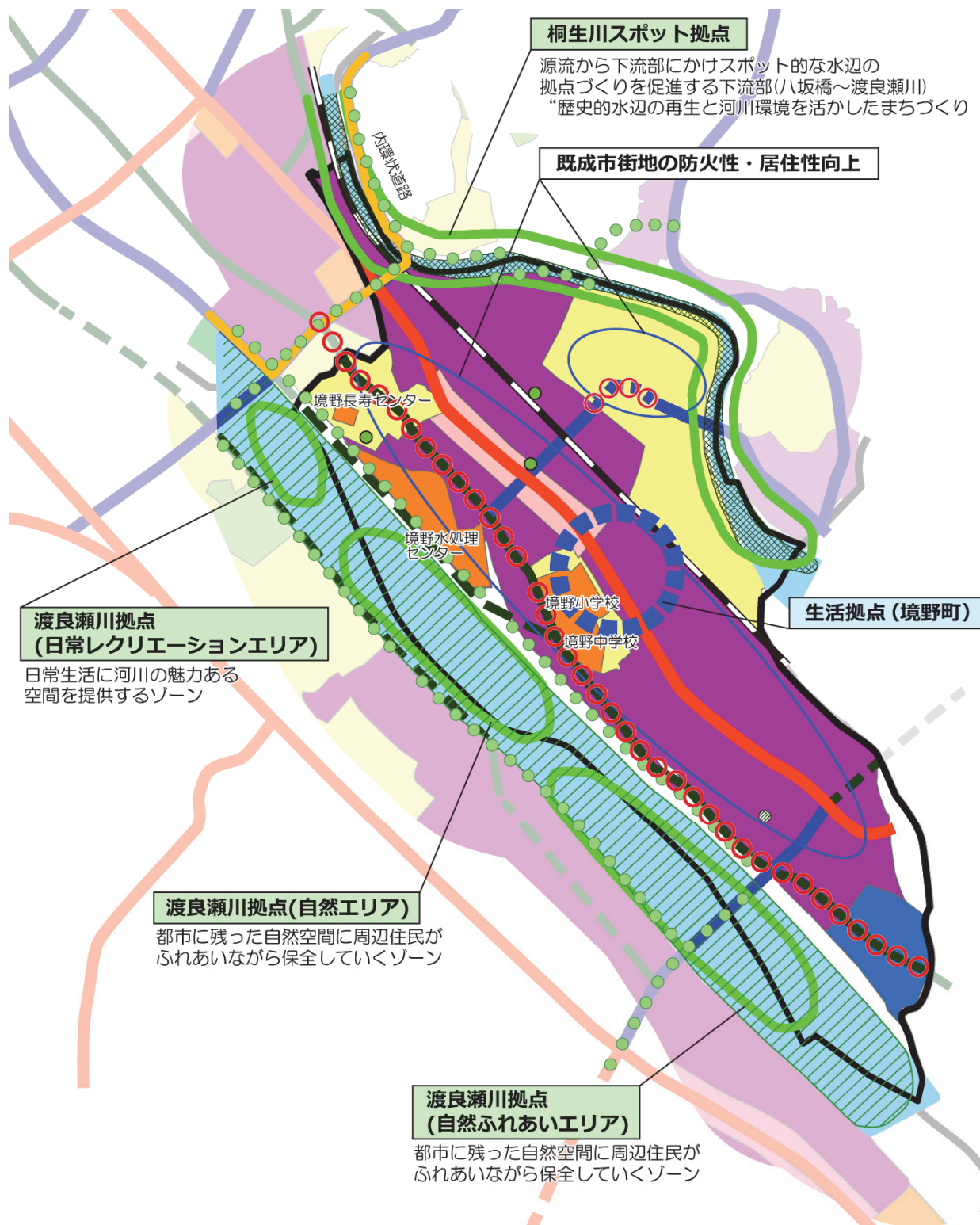
⑧都市防災の方針

- ・ 境野町六・七丁目などに消防活動困難地区が見られるため、幹線道路や主な生活道路の整備により、これらの地区の改善を図ります。

⑨市街地開発事業の方針

- ・ 本地域では、面的な基盤整備が行われないうまま市街地が形成され、消防車などの緊急用車両の通行に支障がある幅員4m未満の細街路が多く、防災上、住環境上の問題を抱えているため、土地区画整理事業などにより市街地環境の整備・改善を進めます。

図2-5 境野地域まちづくり方針図



凡 例

商住複合地	内環状道路	鉄道	水と緑のネットワーク
一般住宅地	広域幹線道路	街区公園(既存)	密集住宅地の改善
住工複合地(地区の動向により検討を要する地区)	幹線道路	緑地(既存)	緑・レクリエーション拠点
工業地	補助幹線道路	主な緑地候補地	生活拠点
公共公益施設用地	新たな都市計画道路	渡良瀬川河川敷	

3-5 広沢地域



(1) 地域の特徴

本地域は、首都圏に直結する東武鉄道や国道50号など広域的な交通機能を有する本市のもう一つの玄関口として位置付けられるとともに、桐生市南公園や重要文化財などの豊かな地域資源に恵まれるほか、国道50号沿いに商工業の活動が見られる地域となっています。

以上のような特性及び全体構想における位置付けを踏まえると、本地域のまちづくりにおいては、以下のような課題があげられます。

- 地域間の連絡強化
- 地域中心核の育成
- 居住人口の維持・確保
- 地域、地区レベルの道路網の改善・整備
- 住工混在の土地利用の再編整備
- 農住混在地の土地利用の適正化
- 新桐生駅周辺の都市基盤の強化
- 広域幹線道路沿道での適切な機能誘導
- 文化・レクリエーション資源の有効活用

(2) 地域の役割と地域づくりの目標

本地域は、本市のもう一つの玄関口として位置付けられ、広域交通体系の優位性を活かした住居、産業、沿道型商業地としての役割を担っており、地域の将来像を次のように定めます。

東京都心と直結するもう一つの魅力ある玄関口と、歴史・自然環境を活かしたレクリエーション拠点のある、活気のあるまち

地域の将来像を実現するため、次の5つの地域づくりの目標を基本として、諸施策を推進します。

- 北関東自動車道と連絡する広域アクセス道路の整備を図り、都心核と適切な役割分担がなされた都市機能の整備

首都圏に直結する東武鉄道や国道50号などの広域交通体系や北関東自動車道の整備などの広域交通体系の優位性を活かし、今後都心核と適切な役割分担を図り、都心核の都市機能を補完する都市機能の整備を進めます。

- 土地区画整理事業などによる新桐生駅周辺における都市基盤整備の推進

新桐生駅周辺は、都心核を補完するとともに右岸側の中心的な拠点としてふさわしい整備を進めます。東口駅前広場が整備中であり、利便性の向上と良好な景観形成を図ります。また西口駅前広場については、新桐生駅西側地域のアクセス性向上と周辺土地利用の活性化と高度利用を見据えた整備により、一層の利便性向上を図ります。

また、首都圏から直結する玄関口として重要な役割を担っていることから、東口駅前広場の整備に合わせて駅構内のエレベーター設置について群馬県・東武鉄道と取り組みます。

- 国道50号沿道における沿道サービス型の商業地の誘導

国道50号沿道には大型商業施設の立地が多くみられますが、今後も広域交通の立地性を活かし、沿道サービス型店舗などの立地を誘導します。

- 既存の生産環境（流通業務など）の保護、育成

生産環境が形成されている地区では、今後周辺環境に配慮しつつ、生産環境の保護及び広域幹線道路の立地性を活かした生産拠点を担う生産環境の育成に努めます。

- 渡良瀬川や広沢丘陵の地域資源を活かした余暇活動の場の充実

渡良瀬川や広沢丘陵などは、今後広域幹線道路の立地性を活かし、本市とその周辺都市における余暇活動の場としての整備を図ります。

(3)地域のまちづくり方針

①土地利用の方針

- 国道50号沿道を沿道型商業地として位置付けます。なお、都市計画道路中通り大橋線沿道についてもその整備の進捗状況にあわせ、沿道型商業地として位置付けを図っていきます。
- 錦桜橋から新桐生駅間の主要地方道桐生伊勢崎線沿道を商住複合地として位置付けます。
- 広沢町一・二丁目など、住宅中心の土地利用形成がなされている地域を一般住宅地として位置付けます。
- 間ノ島団地を中高層住宅地として位置付けます。
- 岡の上団地の良好な住宅団地及び広沢町5丁目の一部を低層住宅地として位置付けます。
- 広沢町五・六丁目など、住宅と工場が混在する地域を住工複合地として位置付けます。
- 生産環境としてまとまりのある広沢町1丁目の一部を工業地として位置付けます。
- 広沢丘陵については樹林の保全・育成に努めるとともに、特殊公園などとして検討を進めます。

②道路・交通の方針

- 広域アクセス道路として位置付けられる都市計画道路中通り大橋線の整備を推進します。また、北関東自動車道太田藪塚ICまでの延伸道路及び太田強戸スマートICまでの延伸道路についても、整備の実現を目指し、群馬県及び太田市とルート選定などの調整を図り、要請してまいります。
- 幹線道路の整備においては、高齢者・障害者に配慮された安全な歩行者空間の確保に努めます。

③公園・緑地の方針

- 公園利用不便地域解消に向け面的基盤整備により、身近な公園の整備を促進します。
- 茶臼山地区を自然や歴史性を活かした特殊公園として位置付けることを検討します。
- 渡良瀬川の河川緑地を活用し、住区基幹公

園の機能補完を図ります。

- 広沢丘陵の樹林地については地域性緑地や都市林などとしての位置付けを検討し、都市内の身近な自然として保全に努めます。

④下水道の方針

- 今後も生活環境の向上を目指し、流域関連公共下水道の整備を推進します。

⑤拠点環境整備の方針

- 地域中心核として位置付けられる新桐生駅周辺においては、都市基盤整備の促進とともに交通ターミナル機能を充実し、東京方面と鉄道で直結するもう一つの玄関口として拠点づくりを進めます。
- 渡良瀬川拠点においては、河川空間の有効活用により近隣・地区レベルのレクリエーション需要に対応した渡良瀬川河川敷の利用を図ります。特に、本地域の渡良瀬川河川敷は、プレイゾーンとしての利用を図ります。
- 桐生市南公園拠点については、茶臼山のハイキングコース、案内板、サインの整備などを進め、自然環境に配慮した市民の身近な憩いの場の形成を図ります。
- 彦部家住宅周辺拠点については、彦部家住宅を中心とし、賀茂神社、椿森のツバキ群などの貴重な歴史的資産とその周辺環境を保全しつつ、広域的に人々が訪れやすい拠点づくりを推進します。彦部家住宅と周辺の歴史的場所などとの散策路によるネットワーク化、幹線道路などからのアプローチ道路の明確化と駐車場の適切な配置を検討し、優れたデザインの案内板、サインの設置を図ります。

⑥緑の環境の方針

- 渡良瀬川を水の軸とし彦部家周辺拠点や主な公園・緑地のネットワーク化、市街地の緑化を推進します。

⑦住宅・住環境の方針

- 岡の上などの基盤施設が整った住宅地では地元の意向などにより、住環境の保全・向上のため、敷地規模や建物高さの制限などの良好な住環境の保全を図るルールづくり

を支援します。

- 広沢町五・六丁目などの住工混在地区での新築や建替えの際の建物の建て方やオープンスペースの取り方などのルールづくりの検討を進め、住宅と産業が共存する環境整備を推進します。
- 住宅系の開発については、桐生市立地適正化計画に基づき居住誘導区域へ誘導を図ります。

⑧都市防災の方針

- 消防活動困難地区が見られるため、幹線道路や主な生活道路の整備により改善を図ります。
- 土砂災害特別警戒区域などの指定があり、土砂災害の恐れのある箇所については、避難のための周知啓発や危険な位置にある家屋の安全な地域への居住誘導を図ります。

⑨市街地開発事業の方針

- 新桐生駅周辺は地域中心核として位置付けられますが、基盤整備が十分とは言えないため、土地区画整理事業などにより適切な都市基盤施設や都市機能の充実を図ります。
- 広沢町五・六丁目などにおいては、消防車などの緊急用車両の通行に支障がある幅員4 m未満の細街路が多く、防災上、住環境上の問題を抱えているため、土地区画整理事業などにより住環境の整備・改善を進めます。
- 広沢町三丁目などにおいては、農地や遊休地が多いため居住誘導区域内において、土地区画整理事業などにより良好な宅地の供給を誘導します。

図2-6 広沢地域まちづくり方針図

